

平成18年4月から 児童手当制度が 拡充されました

①支給対象年齢が、小学3年修了前から小学6年生修了まで拡大されました。
②所得制限が引き上げられました。

改正に伴う新規請求は法施行日より、平成18年9月30日まで受け付けたもの限り、特例的に4月1日（または、支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

〔支給対象者〕

平成18年度小学4年生（平成8年4月2日生れ）平成9年4月1日生れ）の保護者

平成18年3月31日まで、当該児童に係る児童手当などを市から受給していた保護者の方は、特段の手続きの必要はなく、引き続き支給されます。また、右記に該当しない保護者の方で、受給資格がある場合は、認定請求または額改定請求が必要になります。

平成18年度小学5・6年生（平成6年4月2日生れ）平成8年4月1日生れ）の保護者

現在、児童手当を受給していない保護者の方は認定請求、現在すでに児童手当などを受給し

ている保護者の方は、額改定請求が必要となります。

現在、所得制限により児童手当を受給していない保護者

所得制限の引き上げにより、

新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は認定請求の手続きが必要となります。

●所得の制限(改正後)

扶養親族等の人数	所得制限限度額(円)	
	国民年金加入者	厚生年金等加入者
0人	4,600,000	5,320,000
1人	4,980,000	5,700,000
2人	5,360,000	6,080,000
3人	5,740,000	6,460,000

※以下扶養親族等が1人増えるごとに38万円加算

〔手続き〕

●小学4・5・6年生の保護者には、各小学校を通じて案内文を送付します。

●案内文は、市民課・各総合支所・各支所・子ども家庭課にも用意しています。

●詳しくは案内文をご覧ください。

●子ども家庭課(424・502)・各総合支所保健福祉課

快適で住みよいまちのために 浄化槽の設置に補助制度があります

し尿と雑排水(台所・風呂などから出る排水)を浄化槽で処理することにより、河川などの水質汚濁防止を図り、快適で住みよい生活環境をつくるため、「浄化槽」を設置する方に対し補助金を交付します。

補助対象

〔建物用途〕

一般の住宅に10人槽以下の「浄化槽」を設置する場合(くみ取りトイレやみなし浄化槽から浄化槽へ改築する場合でも対象となりますが、営利目的住宅は対象外となります)。

〔対象地域〕

市の区域内において、次に掲げる区域を除いた区域が対象となります。

●下水道法による事業計画の認可を受けた予定処理区域

●農業・漁業集落排水事業の実施が予定されている区域

●その他市長が別に定める地域

※補助申請受付中
※工事着工は、市からの交付決定後となります。

●下水道管理課(内線374)

浄化槽の保守点検業者

業者名	電話番号
(協)石巻浄化槽管理センター	93-4521
(有)おしかオーエムシー	45-2139
石巻環境サービス(株)	96-6420
(有)宮城環境システム	21-7555
清美総合管理(鈴木清夫)	24-3383
遠藤設備管理(遠藤栄作)	57-2592
(有)高橋設備	58-2326
(有)河北浄化槽管理事務所	62-4153
(株)ピー・エム設備企画	75-2905
(株)高橋施工	62-0027
(有)グリーンサービス	61-1088

春の地域安全運動

この時期多発が予想される各種事件・事故の未然防止と少年非行の防止ならびに健全育成を図るため、警察と防犯協会での地域安全運動を実施し、パトロールを強化します。



期間 5月14日(日)まで

●石巻市防犯協会連合会(市民活動推進課 内線549)

平成18年度

地域づくり基金事業

助成金のお知らせ

この助成金は、市民の一体感を醸成するまちづくり活動や、各地域で地域振興（地域おこし）活動を自主的に行う団体に対して交付し、地域の活性化や協働のまちづくりの推進のため、自ら考え、自ら具体化していく活動を支援していきます。
平成17年度に行われた助成事業については、市のホームページをご覧ください。

助成の対象となる事業

市の産業、環境、福祉、芸術文化、交流、スポーツ、コミュニティ活動などの各分野における自主的なまちづくり活動とします。

助成の対象団体

市内に活動の拠点を有し、かつ、次の事項をすべて満たす団体とします。
●5人以上で組織していること
●運営に関する規約または会則を定めていること

対象経費への助成割合

予算の範囲内で、助成対象事業は年度ごとに、1事業につき次の割合で助成します。

1年目 助成対象経費の3/4以内
2年目 助成対象経費の1/2以内
3年目 助成対象経費の1/4以内
※助成金には、上限があり、同一事業は3年間を限度とします。

申込方法

助成金申請書に記入の上、本庁および各総合支所の担当課まで直接、提出してください。

※郵便での提出は、受理しません。

※募集要項および助成金申請書の様式は、市ホームページからダウンロード、もしくは本庁および各総合支所担当課で受け取れます。

申込期限

5月31日(水)まで提出してください。



- 問 ■総合政策課 ☎95-11111(内線317・454)
- 河北総合支所総務企画課 ☎62-21111(代)
- 雄勝総合支所総務企画課 ☎57-21111(代)
- 河南総合支所総務企画課 ☎72-21111(代)
- 桃生総合支所総務企画課 ☎76-21111(代)
- 北上総合支所総務企画課 ☎67-21111(代)
- 牡鹿総合支所総務企画課 ☎45-21111(代)

市ホームページ <http://www.city.ishinomaki.miyagi.jp/>

木造住宅耐震の助成事業

問い合わせ 建築指導課（内線541・542・543）

●『木造住宅耐震診断』助成事業

建築してから一定の期間を過ぎた木造住宅の「耐震診断」を行うもので、県知事が養成した「みやぎ木造住宅耐震診断士」を派遣し、耐震対策を支援するものです。

対象建築物

次の条件を全て満たすものとします。なお、先に実施した石巻市木造住宅耐震診断士派遣事業において耐震診断の総合評点が1.0未満の住宅の方も対象となります。

(1)建築物

在来軸組工法による木造の個人住宅（一部店舗等併用住宅、二世帯住宅で、構造がツーバイフォー構法・丸太組構法およびプレハブ構法の住宅や用途がアパート、長屋は対象外となります）

(2)規模 2階建て以下

(3)建築時期 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

費用負担 (例)延べ面積200㎡以下の場合8,000円

※延べ面積により負担額が異なります。

調査日 診断士と調整し、文書により通知します。

申込期間 5月8日(月)から12月20日(水)まで

予定募集戸数 130戸

●『木造住宅耐震改修工事』助成事業

石巻市木造住宅耐震改修計画等助成事業に基づき、耐震改修工事などを希望する方に補助金を交付し、耐震対策を支援するものです。

対象建築物

先に実施した改修計画等助成事業による耐震精密診断および木造住宅耐震診断助成事業の総合評点が1.0未満の住宅で、耐震工事施工後の総合評点が1.0以上となる住宅または建て替え工事を実施する住宅。

※対象建築物であることが確認できる書類（耐震診断結果報告書、耐震改修計画書）および印かんを申し込みの際ご持参ください。

補助金の額

耐震化工事に要する費用の9分の4以内(限度額40万円)

申込期間 5月8日(月)から平成19年1月19日(金)まで

予定募集戸数 70戸